

企業等における新たな職務発明制度への対応状況に関する調査研究（要約）

I. 本調査研究の目的

発明の奨励と併せて、企業の知的財産戦略の迅速かつ確実な実施を図るための職務発明制度の見直しを含む、特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号）が平成27年7月3日に可決・成立し、平成28年4月1日に施行された。

また、本改正においては、衆議院及び参議院により、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用状況について適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うことを含む附帯決議がなされている^{1 2}。

本調査研究では、前記の附帯決議を踏まえ、企業等における新たな職務発明制度への対応状況を明らかにすることで、今後の本改正内容の周知徹底及び中小企業における職務発明規程等の整備に係る相談・支援施策の計画・立案のための基礎資料を作成するとともに、新たな職務発明制度の運用に関する検証等の場における基礎資料を作成することを目的とする。

II. 本調査研究の内容

1. 本調査研究の実施について

日本国内に所在する使用者等に当たる法人2,000者及びその従業者等に当たる自然人7,000者に対して、アンケート調査を行い、使用者等の834者（大企業388者、中小企業270者、大学及び公的研究機関³132者、その他44者。回収率41.7%）及び従業者等の1,958者（回収率28.0%）から回答を得た。

また、アンケート調査回答を検討し、より具体的な内容・背景等の調査を目的として、使用者等に当たる法人30者に対してヒアリング調査を行った。

2. 調査結果

（1）職務発明制度の認知度

¹ 特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/keizaiBAEE6B873A1E2AE349257E57002371F7.htm

[最終アクセス日：2017年2月3日]

² 特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/189/f071_070201.pdf

[最終アクセス日：2017年3月2日]

³ 大学と公的研究機関を合わせて、以下、「大学等」という。

平成27年改正による職務発明制度の変更点を知っていると回答した者は全回答者の88.8%であり、また、特許法第35条第6項の指針（ガイドライン）を知っていると回答した者は、全回答者の75.4%であった。

（2）職務発明に係る特許を受ける権利の帰属に関する規程

職務発明に係る特許を受ける権利の帰属に関する規程があると回答した使用者等のうち、当該規程について、原始使用者等帰属を選択している割合は46.2%、原始従業者等帰属を維持している割合は49.9%であった。

属性別では、大企業と中小企業においては、大企業の55.4%、中小企業の52.1%が原始使用者等帰属を選択したと回答しており、原始従業者等帰属を維持したと回答した者（大企業の40.9%、中小企業の42.3%）よりも多かった。一方、大学等では、原始使用者等帰属を選択したと回答した者（14.5%）よりも原始従業者等帰属を維持したと回答した者（83.2%）の方が圧倒的に多く、大学等においては原始従業者等帰属を維持する強いニーズがあることがうかがえる。

（3）相当の利益

相当の利益の内容を決定するための基準があると回答した使用者等のうち、金銭の支払を相当の利益として規定しているとした者が98.4%と圧倒的に多かった。

相当の利益として金銭の支払のみを選択している使用者等に対して、金銭以外の経済上の利益の選択を検討したか、さらには金銭の支払のみを選択している理由についてヒアリングしたところ、金銭以外の経済上の利益を採用する場合は他部署と調整する必要があり、知財部だけで決定できない、あるいは金銭の支払が最もふさわしい、と回答した使用者等があった。

従業者等については、発明のインセンティブ向上のため、金銭の支払いが相当の利益として望ましいと回答した者が84.5%と最も多かった。

（4）協議等の手続の状況

使用者等の77.6%が、相当の利益の内容に関する基準の開示を行っているとは回答した。

一方、相当の利益の内容に関する基準案の協議を行ったと回答した使用者等の割合は全体で48.6%（属性別では、大企業の62.9%、中小企業の36.3%、大学等の34.1%が協議を行ったと回答した）であり、意見の聴取を行ったと回答した使用者等の割合は全体で42.6%

(属性別では、大企業の62.1%、中小企業の27.0%、大学等の19.7%が協議を行ったと回答した)であった。

従業者等については、相当の利益の内容に関する基準案の協議に参加した者のうち、基準案の協議に納得していると回答した者は84.1%であった。また、基準の開示に納得していると回答した者は62.9%であり、意見の聴取を受けたことがあると回答した者のうち、意見の聴取に納得しているとした者は72.2%であった。

Ⅲ. まとめ

使用者等への調査において、職務発明制度及び平成27年改正の内容に関する認知度は、企業規模を問わずに高い水準を示しており、新しい職務発明制度に対する情報発信については奏功しているものと考えられる。

また、企業を中心に原始使用者等帰属を選択する者が顕著に増加している実態が明らかになった。一方、大学等においては、原始従業者等帰属を維持している割合が高く、平成27年改正時において、原始従業者等帰属の制度を存置した意義が確認された。

相当の利益の内容としては、金銭の支払を選択する使用者等が圧倒的に多く、金銭以外の経済上の利益を選択している使用者等はわずかであった。その理由として、使用者等は、金銭以外の経済上の利益を採用する場合には他部署との調整が必要であることが問題であると考えており、また、使用者と従業者等の多くが、発明のインセンティブ向上のため、金銭の支払が望ましいと考えていることが分かった。このような組織内の障壁・従業者等のニーズは、産業財産権制度の問題にとどまらず、組織内のインセンティブ設計として全社的に検討すべき課題であることが明白になったといえる。

相当の利益の内容に関する基準案の協議等の手続については、基準の開示を行っている使用者等は多いものの、基準案の協議と意見の聴取を行っている割合は、特に中小企業や大学等において低いことが分かった。

一方で、従業者等へのアンケート調査によれば、所属している機関で基準案の協議、基準の開示、及び意見の聴取がなされている場合には、それについて納得していると回答した従業者等の割合が高いことが分かった。

以上を踏まえると、従業者等の納得感を高めるために、中小企業や大学等においても、基準案の協議や意見の聴取を行うことが望ましい一方で、中小企業や大学等においては大企業と比べて知財部の人数が少なく、容易にこれらが実施できないことが予想される。

そこで今後は、例えば、中小企業や大学等ですでに行われている基準案の協議や意見の聴取についての具体的な取組み事例を紹介して参考にしてもらおう等の対策を講じることが考えられる。